

I o T等先進技術導入実証事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 I o T等先進技術導入実証事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部産業政策課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項及び同法施行令第1条第1項に規定する中小企業者であり、「第3セクター」を除くものとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。ただし、本年度に本補助金の交付決定を受けた者を除く。

- (1) 本社が秋田県内に所在する製造業を営む事業者
- (2) 本社が秋田県外に所在する製造業を営む事業者で、県内に支店や営業所などの事業所を有し、補助対象事業を県内の事業所が主体となって実施する者
- (3) その他知事が特に必要と認める者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、自社の製造現場へのI o TやA I等先進技術を導入して生産性の向上等経営革新を図ろうとする事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、国又は本県の他の補助対象となった事業は、この補助金の対象としない。

2 この補助金の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) センサやネットワーク等によりデータを取得し、分析を行うこと。
- (2) 取得したデータの分析・活用により、生産性向上やリードタイムの短縮による経営力向上につながり得る取組であること。
- (3) 県内企業がI o TやA I等先進技術を導入する際の参考とすることができるように、導入過程及び成果等一定の情報を公開すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象とする経費は、補助事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 生産性向上等に資する I o T や A I 等先進技術の導入に要する次に掲げる費用
 - ア 機械装置費
 - イ 運搬費
 - ウ 委託費
 - エ ソフトウェア導入費
 - オ サーバ設置費
 - カ 専門家の指導に要する経費
- (2) その他知事が特に必要と認める費用

(補助金の交付申請)

第6条 交付要綱第2条第1項に定める補助金交付申請書は、必要書類を添えて、知事が別に通知する日までに提出するものとする。ただし、同一事業者が複数の申請書を提出することはできないものとする。

- 2 交付要綱第2条第1項に定める補助金交付申請書は様式第1号によるものとする。
- 3 交付要綱第2条第2項第1号に定める事業実施計画書は様式第2号によるものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。

(補助金交付の条件等)

第7条 交付要綱第3条第1項第3号（一）の規定による申請書等提出先所属長の承認を受ける必要がある事項は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、交付要綱第2条第1項に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、審査会の審査結果に基づき補助金の交付を決定する。

(補助金の変更)

第9条 知事は、この補助金の交付決定額の増額に係る変更は認めないものとする。

(補助事業の実施期間)

第10条 補助事業の実施期間は、交付要綱第4条第1項に定める最初の交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業計画の完了の日とした日又は当該交付決定通知があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(実績報告)

第11条 交付要綱第6条第2項第1号に定める事業実績書は様式第3号によるものとする。

(成果の報告及び公開)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度中に、実績に係る導入過程や成果について、知事の指定する方法で公開しなければならない。ただし、公開にあたり知事は、経営上の秘密事項等、補助事業者の事業活動に支障のないよう配慮する。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から3年間、毎会計年度終了後3か月以内に前年度の実績に係る補助事業実施状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、交付要綱第6条第1項及び前項の規定に基づく報告書の提出があった補助事業の成果について、知事が必要と認める方法により公開することができる。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産または効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものを、知事に対して協議し、承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を超えるものについては、会計年度終了後10年を限度）を経過した後においては適用しないものとする。

3 知事は、交付要綱第9条第4項の承認をする場合は、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者に財産の処分による収入金があったときは、当該収入金、当該財産の残存簿価相当額又は時価評価額のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額とする。

(2) 補助事業者に財産処分による収入金がないときは、当該財産の残存簿価相当額又は時価評価額のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額とする。

4 第1項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による取り壊し又は廃棄の場合は、適用しない。

5 知事は第1項の協議がなく財産処分のあったと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(フォローアップ)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度中以降、適宜、県の技術指導等に関するフォローアップを受け、IoTやAI等先端技術を活用した生産性向上の達成に努めなければならない。

附 則

この要領は、平成30年 5月 1日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表（第7条関係）

事項	備考
事業内容の変更	事業内容の変更は、当初の事業目的を達成できると認められる場合のみ認める。